

障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定（もにす認定）に伴う認定通知書の交付を行いました。

令和2年4月より「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）」が創設されています。

令和4年9月8日、木場公共職業安定所管内（江東区・江戸川区）の事業所が「もにす認定企業」として認定され、事業主に対して認定通知書を交付いたしました。

【認定事業主】

■ 明治安田ビジネスプラス株式会社（江東区）

同社は、2017年6月に設立し「一人ひとりの多様性を尊重する、人に一番やさしい会社」を企業ビジョンとして今年6月に設立5周年を迎えています。

「誰もが『やりがい』を持ち『いきいき』と働き、社会へ貢献できる会社をめざします」を基本方針に、障害者の働く職場と仕事をさらに幅広く準備、個性にあった仕事を見つけやすい環境を整え、安心して長く働き続けられるよう取り組んでいます。

今回、当所管内（江東区・江戸川区）では初めての認定通知となります。

今後、より一層本制度の周知啓発に努めますので、中小事業主の皆様の認定申請をお待ちしております。



明治安田ビジネスプラス株式会社 打保社長(写真右)とハローワーク木場 磯所長(写真左)
※写真撮影時のみマスクを外しております。

【お問い合わせ先】

ハローワーク木場 雇用管理相談コーナー TEL：03-3643-8625



共に進む(ともにすすむ)という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられたものです。

■ 「もにす認定制度」とは(厚生労働省 HP)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>

■ 東京都内のもにす認定事業所一覧(東京労働局 HP)

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00603.html